

(別編)

【基本計画 事項別推進状況】

- ※ この「別編」には、原則として、基本計画の別表「今後5年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の平成26年度における推進状況（取組実績）を掲載しているが、その他、基本計画本文の記述で別表に具体的施策が記載されていないもののうち、特にフォローアップが必要と考えられる事項についても推進状況（取組実績）を掲載している。
- ※ 「具体的な措置、方策等」欄における「○」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。

[基本計画 事項別推進状況]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第1 3 経済・社会の環境変化への的確な対応	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3次男女共同参画基本計画」に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。 ○ 骨太方針における実効性あるP D C Aの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。 	(各府省)	
第2 1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の国民経済計算の推計については、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していくこと（中略）が何よりも重要な課題である。 	(内閣府)	
ア 精度の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計の精度向上を図る。 ○ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。 ○ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。 ○ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。 ○ 統計上の不突合の原因の一つとなっているG D P（生産側）推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。 ○ 国民経済計算における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確實に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。 	内閣府 内閣府、 経済産業省、 産業連関表作成府省庁 内閣府 経済産業省 内閣府 内閣府	平成28年度末までに実施を目指す。 平成26年度から実施する。 平成28年度末までに結論を得る。 平成26年度から精度向上の検討を行い、 次回の延長産業連関表の基準改定までに結論を得る。 平成26年度から実施する。 平成28年度末までに実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年全国消費実態調査において、少子高齢化の進展等の社会・経済状況の変化を踏まえ、介護や育児が家計へ与える影響を詳細に明らかにするため、介護や育児に関する調査事項を新設し、新たな結果表を作成することとした。
また、大規模な自然災害の発生が多くなっている状況を踏まえ、自然災害という外的要因が世帯の家計へ与えた影響を把握するため、被災に関する調査事項を新設し、新たな結果表を作成することとした。
- 平成25年度末の取組ではあるが、労働力調査においても、45歳から64歳までの女性の就業率について、各歳別に2003年平均と2013年平均の比較分析を行い、「労働力調査ミニトピックス No. 13」にて、平成26年3月28日に公表した。【以上総務省】
- 2015年農林業センサスにおいて、林業分野の労働力の男女別表章を充実するとともに、新たに経営方針の決定に参画する者を男女別に把握し公表することとした。
- 平成27年3月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進に資する統計整備を図るため、政策部局からのニーズや行政情報・民間データの活用の可能性等を踏まえ、統計調査の見直しの検討を開始した。【以上農林水産省】
- 四半期別GDP速報において、平成26年4月の消費税率の引上げを推計値に適切に反映させるよう、名目原系列や実質化、季節調整を含め包括的に推計手法を検討し、一部変更を行うとともに、統計利用者の利便性に資するよう、その対応について、平成26年1-3月期及び4-6月期四半期GDP速報（1次速報値）公表の事前に公表を行った。
- 供給・使用表の枠組みの下での国民経済計算の精度向上の在り方について、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、財貨・サービスごとの中間消費（コモディティ・フロー法から推計）と中間投入（付加価値法から推計）を調整する方法等について検討を進めた。平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向けて、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、供給・使用表の枠組みを通じた精度向上を実現することを目指し、必要となる推計システムの開発等、実推計に係る検討を行っているところ。
- 平成23年産業連関表の作成に当たっては、同表と国民経済計算との間の整合性を確保すべく、経常的に開催している産業連関幹事会において、内閣府を含む10府省庁において共通認識を得つつ、作業を進めているところである。
- 国民経済計算との整合性を可能な限り確保するよう作成されている平成23年産業連関表を基準年（平成23年）の推計に取り込む国民経済計算の次回基準改定に向け、供給・使用表の枠組みを活用した国民経済計算の推計精度向上の取組の一貫として結論を得るべく、必要となる推計システムの開発等、実推計に係る検討を行っているところ。
- 平成26年度については、延長産業連関表における産出推計の精度向上を図るため、1次データ作成省庁に対し、調査の改正のタイミングで意見を提出し、調査内容への反映を実現した。
例えば、鉄道車両等生産動態統計の調査票改正において、需要先の区分をJR・民需・輸出の3区分から延長産業連関表で必要となる公的・民間の区分への変更を要望し、了解を得た。
- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、現行の国民経済計算内に一部みられる輸出入概念の非整合性について、その要因分析とともに改善策の検討を行った。これを踏まえ、国民経済計算の次回基準改定に向け、国民経済計算体系内での輸出入概念の整合性の向上実現を目指し、実推計に係る検討を進めているところ。
- 国民経済計算の各分野の推計システムについて、大型電子計算機を廃止しサーバ等のオープンシステムに移行する等、平成23年度以降進めてきた最適化の取組を平成26年度中に完了させた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 国際比較可能性の向上	① 2008 SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
	② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	産業連関表作成府省庁、内閣府	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
	③ 国民経済計算と産業連関表の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。	産業連関表作成府省庁	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
ウ 提供情報の整備	④ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるよう努めるとともに、行政記録情報の活用等も併せて検討する。	内閣府	平成28年度の基準改定後できるだけ速やかに参考系列の公表を目指す。
	⑤ 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める。	内閣府	平成28年度の基準改定時以降できるだけ速やかに実施する。
	⑥ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向け、地方公共団体に対する支援を強化する。	内閣府	平成26年度から実施する。
エ 一次統計等との連携強化	⑦ 経済センサス・活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。
	⑧ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、研究・開発（R&D）の資本化や兵器システムの資本化、企業年金受給権の発生ベースでの記録といった、諸外国でも対応している主要事項を中心に、2008 SNAへの対応に関する方針について検討を行った。また、2008 SNAへの対応を踏まえた「国民経済計算の作成基準」の変更について、統計委員会に諮問し、国民経済計算部会での審議を経て、平成26年度中に答申を得た。今後は、国民経済計算の次回基準改定に向か、2008 SNA対応に係る実推計作業を進めていく。
 - 次回表（平成23年表の次の表）に係る平成27年度からの検討に向けて、論点の整理に着手した。
-
- 平成23年産業連関表の確報公表後に検討を開始する予定である。
-
- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、国民経済計算の次回基準改定後でできるだけ速やかな参考系列としての公表を目指して、生産面（経済活動別付加価値）及び分配所得面（家計可処分所得、家計貯蓄等）に関する四半期推計の開発に向けて、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、現行基準の国民経済計算に基づく推計手法及び試算値の検討を行った。
 - 国民経済計算の次回基準改定に向けた検討にまずは取り組んでいるところであり、時系列計数の在り方については次回基準改定に向けた実推計作業の中で検討を行っていく。
-
- 県民経済計算に関する全国主管課長会議等において、国民経済計算に即した遡及改定方法を提示するなどの支援を行うとともに、国民経済計算の次回基準改定に向けた現状の取組について情報提供を行った。また、県民経済計算の推計にあたって、全国共通の方式で推計がなされるよう、標準化の基準として平成17年基準県民経済計算標準方式を作成し、各県市に提供したところであるが（平成27年3月改訂）、各県市が抱える課題を勘案しつつ、隨時見直しに係る検討作業を行っている。
 - 平成23年産業連関表の多くの部門において、平成24年経済センサス・活動調査で得られた売上高データ及び費用構成のデータを利用したところであり、平成28年経済センサス・活動調査についても、次回表において同様の利活用を想定している。
 - 国民経済計算においては、平成24年経済センサス・活動調査の製造業部門の情報については、平成25年度に行った平成23年確々報で反映したところであるが、国民経済計算の次回基準改定の中で、平成23年産業連関表を取り込むことを通じて、サービス部門も含めて平成24年経済センサス・活動調査の結果を反映する予定。【内閣府】
 - サービス産業に関しては、サービス産業統計研究会（総務省）に参加し、総務省が実施しているサービス産業に係る統計調査の調査内容、調査方法等の改善及び関連統計の在り方についての検討等に加わった。
在庫については、一次統計作成省との連携の結果、平成26年6月の「商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について」の答申において、国民経済計算の四半期別GDP速報における流通在庫の推計精度の向上に資するため、平成27年7月分以降、小売の期末商品手持額の商品分類が従来の3品目から9品目に細分化されることとなっており（いずれも計を除く。）、これを四半期別GDP速報の推計に反映するべく、今後検討を行っていく。
 - 個人企業については、個人企業経済統計調査（総務省）におけるサービス産業の対象業種数の拡充等を一次統計作成省に要望するなど連携に努めた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
エ 一次統計等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ④ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするため、基礎統計についての有用性、必要性を整理した上で、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法を検討する。 ⑤ 建設業の産出額をより的確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。 ⑥ 上記 1 (1) ウの支出面の四半期推計の精度確保や生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報の確保について、サービス産業動向調査を中心検討する。 ⑦ 商品別供給・需要の推計を行うためのコモディティ・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う。 	内閣府	平成26年度から検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 上記 1 (1)に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、優先順位・時間軸を念頭にその推進に努める。 	総務省、内閣府、産業連関表作成府省庁、一次統計作成府省	平成26年度から実施する。
(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 平成28年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。 ⑩ 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。 	総務省、経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。 ⑫ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。 	総務省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
		総務省、関係府省	平成30年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、リースに関する基礎統計の現状や推計に当たっての課題等について検討を行った上で、平成28年経済センサス-活動調査の調査事項につき、物品賃貸業について、フィナンシャル・リース分を区分して把握するなどの要望を行った。
調査実施者側（総務省・経済産業省）で団体ヒアリングを行った結果、報告者側の要因（契約高ベースでフィナンシャル・リースを区分した情報が現状取れない）等の観点から、平成28年経済センサス-活動調査では導入が見送られた。こうした状況を踏まえつつ、関係府省間の連携の下、今後検討を続ける。
- 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等における検討を通じて、国民経済計算の次回基準改定において、建設部門の産出額について、「建設総合統計」（国土交通省）等の進捗ベースの基礎統計を活用した推計手法を導入することを目指すという方針としたところであり、現在実推計に係る検討を行っている。
- 四半期別GDP速報のサービス産出額の推計に活用している「特定サービス産業動態統計」（経済産業省）について、平成27年1月分から一部業種の調査が廃止され、「サービス産業動向調査」（総務省）に一本化されたことを受け、平成27年1-3月期速報以降の推計について同調査の結果を活用すべく推計手法を検討し、作成部局である総務省との連携・協議を進めた。
- 国民経済計算の次回基準改定においてコモディティ・フロー法の配分比率のベースとなる平成23年産業連関表の推計において各商品の配分に係る情報が平成23年の実態に即したものになるよう産業連関幹事会の検討を通じて関係省庁と連携を行った。また、供給・使用表の枠組みの下での国民経済計算の精度向上において、延長年の財貨・サービスごとの中間消費（コモディティ・フロー法から推計）と中間投入（付加価値法から推計）を調整する方法を検討する中で、商品別配分比率の推計に係る検討も行っているところ。
労働生産性等の把握のための基礎情報の整備については、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、現行の国民経済計算では推計していない就業者ベースの労働時間数に係る推計手法を検討したところであり、次回基準改定の後、できるだけ早期に参考系列として作成・公表することを目指すこととしている。
- 産業関連統計の体系的整備等に関連する事項について、関係府省間の連絡及び調整並びに検討を行うため、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」を平成26年4月23日に設置した。また、検討会議の下に実質的な議論の場である「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」（以下「産業関連統計WG」という。）を設置し、基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有を開始した。
平成26年度における主な検討事項である売上高等の集計に関する消費税の取扱い等の検討において、一次統計側と加工統計側の連携に留意しつつガイドラインの策定に取り組んでいる。
- 平成23年度産業連関表の公的部門分類の格付けを踏まえ、鉄道車両等生産動態統計調査について調査事項の変更を行い、鉄道車両等の需要先区分に「公的機関」を新たに追加したことから、産業連関表の「鉄道車両」及び「鉄道車両修理」については、平成27年度以降、より精度の高い推計が行われることとなった。【国土交通省】
- 経済センサス - 活動調査については、平成26年度は、調査の円滑な実施と結果精度の向上のため、地方公共団体及び各府省との調整、試験調査、企業ヒアリング等を実施した上で、実施時期を前回の2月から今回は6月にすることや個人経営者向けの簡素な調査票の作成等を含む新たな調査計画案を策定し、統計委員会へ諮問した。
- 経済センサス活動調査の中間年における母集団情報の効果的かつ効率的な整備方法等について、「事業所母集団データベース研究会」を開催し、検討を進めているところ。
- 関係府省において個別統計調査に係る課題の検討が進められていることから、その検討状況を注視した上で関係府省との連携を強化しつつ平成27年5月以降に開催する産業関連統計WGにて検討を開始することとしている。
- 上記課題に関する検討の方向性が定まり次第、着手する予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	<p>① 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。</p> <p>○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。</p> <p>○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。</p>	農林水産省 総務省、 関係府省	平成28年度から実施する。 平成26年度から検討する。 平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。
(3) サービス産業に係る統計の整備	<p>○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。</p> <p>○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。</p> <p>○ サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。</p>	総務省 経済産業省 総務省	できる限り速やかに結論を得る。 次回基準改定までに結論を得る。 平成26年度から実施する。
(4) 企業活動に係る統計の整備	<p>○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。</p> <p>○ 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。</p> <p>○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。</p> <p>○ 平成24年経済センサス - 活動調査の結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p> <p>○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粹持株会社実態調査の結果と合わせ、純粹持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>	総務省、 関係府省 総務省、 経済産業省 総務省、 経済産業省、 関係府省 総務省 経済産業省	平成26年度から検討する。 上記の検討を踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。 平成27年度末までに結論を得る。 平成26年度から実施する。 平成29年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 統計作成に向けた研究の準備として、両センサスにおいて、地域区分の対応可能性、農林水産業と関連する産業の雇用・生産状況の分析可能性等の検討を進めた。
- 「需要サイド」概念に基づき構築されているとされるNAPCS（北米生産物分類）のうち、もっとも完成度の高いカナダ版につき翻訳を行うとともに、分析を進めた。【総務省（政策統括官）】
- 平成26年7月に開催した第4回産業関連統計WGから本件に関する検討を開始し、年度末までに計7回の検討を重ねている。

消費税込・税抜のデータが混在して集計されている主要構造統計調査については、平成27年2月の第11回WGにおいて、国民経済計算及び産業連関表と連携し、税抜データを一次統計側が補正集計し、公表するとの方向で「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（骨子案）」を取りまとめ、平成26年度内にガイドライン案に関するおおむねの合意を得た。

なお、本ガイドライン案は平成27年度初旬に開催予定の各府省統計主管課長等会議での合意を目指している。
- サービス産業動向調査については、平成26年度は、「サービス産業統計研究会」を開催し、平成25年1月以降の調査について、実施状況の検証を行ってきたところ。今後、この実施状況の検証や結果の蓄積、国民経済計算等における利活用の状況等を踏まえ、基幹統計化の適否についても判断する予定。
- 平成26年度については、第3次産業活動指数の次回基準改定に向けた作成手法に関する検討作業を実施した。
- サービス産業に係る統計の横断的整備として、平成26年度は、課題の整理や統計の作成手法等の検討を行い、「サービス産業統計研究会」において関係府省も交えて議論を開始したところ。今後、同研究会での議論も踏まえ、研究を進める予定。
- 平成26年11月に開催した第8回産業関連統計WGにおいて本件に関する検討を開始した。

上記WGでは、企業活動に関する統計の体系的整備の経緯や第I期基本計画における取組みを整理し、構成員間での共通認識を得ると共に、企業活動を産業横断的に把握する統計により想定される活用方法及び今後の検討のポイントを議論し、検討の方向性について合意を得た。

なお、本件は平成27年6月以降に開催する同WGにて本格的な検討を進めることとしている。
- 情報通信業基本調査の基幹統計化に向けた検討は、産業関連統計WGにおいて、平成26年11月以降、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討が始まったところであり、今後の同WGの議論を踏まえながら、進めていく。
- 産業関連統計WGにおいて、事業所を対象とした各種統計調査における同一企業内取引の取扱いに関する検討を平成27年度初旬に開始する予定である。
- 総務省及び経済産業省では、平成28年経済センサス-活動調査において、企業の内部取引額の把握に向けた検討を行ったが、以下の観点から把握は困難との判断に至った。
 - 現行の調査事項から計算により求める場合、事業所単位での売上高の把握が困難なネットワーク型産業の事業所が存在すること
 - 製造業への企業ヒアリングを実施した結果、多数の企業より、本社でまとめて管理しているため事業所ごとによる回答はできない、事業所ごとに独立会計管理を行っていない、などの理由により記入不可能との回答があったこと。【総務省及び経済産業省】
- 企業グループに関する統計の研究として、平成26年度は、課題の整理や集計方法等の検討に着手した。今後、個票を用いた研究を進める予定。
- 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗及び純粹持株会社実態調査の結果を踏まえ、純粹持株会社のグループ活動についての検討を今後取り組む予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動に係る統計の整備	① 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。
(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 國際収支マニュアル第6版に準拠した國際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応をフォローアップする。 ○ 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。 ○ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。 ○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。 ○ 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応を検討する。 ○ 上記の一環として、財政統計の担当省の協力を得て、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。 	財務省 経済産業省 財務省、総務省、内閣府、金融庁、国土交通省 内閣府	平成28年度末までに結論を得る。 平成30年度末までに結論を得る。 平成26年度から検討する。 平成26年度から検討する。
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するため必要な統計調査の本格実施に向けた検証など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。 ○ 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。 ○ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法を関係府省の協力を得ながら検討する。 	環境省	平成26年度から実施する。 平成26年度から検討する。 平成29年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計調査で使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、売上高に関する情報を含む平成24年経済センサス・活動調査（確報）及び平成26年経済センサス・基礎調査の情報を活用することについて、平成26年度は有識者を交えた検討会を開催した。
 - 国際収支マニュアル第6版に準拠した国際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応を、ヒアリング等を通じて引き続きフォローアップした。
 - 平成26年度は事業所母集団データベースに係る情報収集を実施した。
-
- 基幹統計化の可否について、平成30年度末までに結論を得るよう今後検討予定。
-
- 研究会を立ち上げ、①海外事業活動基本調査の国内外の利活用状況、②平成21年経済センサス・基礎調査を利用して調査対象の拡充措置についての評価（回収率、調査結果等）を行った。
 - 連絡会議を開催するなど関係省庁等で協力しつつ、一般政府収支、一般政府債務総額の推計に必要なデータの検討や金融健全性指標の公表に向けた準備を行っている。
-
- 一般政府収支の四半期ベースでの把握にあたって、基礎統計の制約が大きい地方政府分の支出額につき、既存の「地方公共団体消費状況等調査」（内閣府）を活用・拡大して、平成26年6月末分以降、全67の都道府県・政令指定都市のうち、41団体から情報の把握を開始したところ。今後、この対象範囲を拡大することを目指し、発生ベースによる推計手法とあわせて、所要の検討を進めていく。
 - 温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実については、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」を2回開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見を踏まえ、温室効果ガスの算定方法の精緻化を行った。（平成27年4月には精緻化された算定方法による「平成25年度 温室効果ガス排出量（確報値）」を公表し、気候変動枠組条約事務局に提出した。）
また、家庭からの二酸化炭素の排出実態を把握する統計の整備のため、総務省から一般統計調査の承認を得て試験調査として「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」を平成26年10月から実施している（調査期間は平成27年9月まで）。同調査の方向性等については、専門家による検討会を3回開催して検討を行っており、平成28年度以降の統計調査の本格実施に向けた準備を進めている。
 - 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化については、「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を3回開催し、特別管理産業廃棄物の焼却処理量の推計方法の精度向上等について検討を進めた。
 - 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成については、作成要領に記載されている推計方法の精度向上について検討を進めた。また、同連関表の作成・公表に向けて、関連する統計調査の収集や作成要領の見直し及び課題抽出を進めた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 環境に関する統計の整備	○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。	資源エネルギー庁	平成26年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。	資源エネルギー庁	平成29年度末までに結論を得る。
(2) 観光に関する統計の整備	○ T S Aについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するためには、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。	観光庁	平成26年度末までに結論を得る。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。	観光庁	平成28年度末までに結論を得る。
(3) 交通に関する統計の整備	○ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	○ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	○ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	国土交通省	平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 有識者を交えた検討会を開き、これまでの改善を踏まえた上で、データの更なる精緻化の可能性を検討した。
- エネルギーに関する統計の体系的な整備の検討を効率的・効果的に行うため、エネルギー消費に関する類似の統計を資源エネルギー庁に集約することとし、経済産業省石油等消費動態統計調査の担当部署を資源エネルギー庁に移管した。
- 全部で10表あるTSAの各表のうち、未整備の第8表から第10表について、整備に向けて作成方法の試行を行いつつ検討を進めてきた。検討の結果、第8表及び第10表は作成可能の見通しが立ったため、今後、数値の精査を経て、公表の予定である。一方、第9表については、表章自体の有用性に疑問があること、また、TSA導入国が必ずしもTSA全表を整備していないことに鑑み、同表は作成しない予定である。
- 都道府県の観光入込客統計について、全国の地方運輸局において、地方公共団体の観光統計担当者を対象とした説明会を開催し、観光地点の入込状況の把握や近隣都道府県との観光消費額の比較など、分析事例等を紹介した。今後は引き続き現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討し、各都道府県が統計の整備を推進するための支援を継続する。
- 観光地域経済調査について、平成24年度の調査結果の利活用に向け、自治体向けに周知活動、ニーズ調査、モデル地域を対象とした分析事例の作成等を実施した。平成24年度の調査設計の課題等については、解決は技術的に困難と判断しつつあった。
一方で、地方創生に向けた各種施策を政府が進めている中、その効果測定や、地域統計の重要性の観点から、観光地域経済調査に注目が集まり、次回調査の実施の必要性が生じつつある状況である。
従って、次回調査を仮に実施する場合には、平成24年度の調査設計の課題を解決できる調査設計が必要となるが、まだ具体的な調査設計の見通しがたっていない状況である。
以上により、次回調査の実施の可否について、引き続き検討し、平成27年度末までに結論を出す予定である。
- 宿泊旅行統計調査の精度向上のためには、まずは回収率の向上を図ることが重要と考える。さらなる回収率の向上を図るため、オンライン調査に係る周知・普及方法の改善策や、オンライン調査以外でも調査対象施設の協力が得られやすい環境の整備に向けた取り組みについて検討した。
旅行・観光消費動向調査の精度向上について、同調査は現在、速報値及び確報値を公表しているが、速報値から確報値への改定により、値が約10%押し下がる傾向が見受けられる。この傾向の解消に向けて、平成26年度は調査票の各設問の記入率の状況を調べた。今後、記入率の状況を参考にしつつ、速報値と確報値の差異が縮小するよう、調査設計を検討する予定である。
- 上記のとおり宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、精度向上に向けた方策を検討している段階のため、基幹統計化に向けた観光統計の体系整備について検討する段階に至っていない。
- 自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査（いずれも基幹統計調査）について、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上等の観点から、輸送貨物品目分類の見直しを行った。
- 内航船舶輸送統計調査について、燃料消費量の精度向上のため、平成27年度以降の調査より、従前の月間総輸送量に加え、新たに月間総燃料消費量についても目標精度（5%）を設定した標本設計により、調査を実施することとした。
- 自動車輸送統計調査については、「自動車輸送統計調査の体系的整備等に係る検討委員会」を設置し、調査体系等の見直しの方向性について、他の統計や行政記録情報の活用の余地も含め、議論を実施し、自動車輸送統計の体系的整備に向けて検討を行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 建設・不動産に関する統計の整備	○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。 なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。	国土交通省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。	国土交通省	平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成25年法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行う。	国土交通省	平成27年度から実施する。
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (1) 社会保障全般に関する統計の整備	【計画本文記載事項】 ○ S H A 手法に基づく保健医療支出推計については、引き続き、推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに、O E C DにおけるS H A 改定に積極的に関与し、国際比較可能性の向上を図る。	(厚生労働省)	
	○ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、I L O 基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。	厚生労働省	平成26年度から実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 建築物リフォーム・リニューアル調査の調査事項及び調査方法について、有識者を構成員とする検討会を開催し、以下の検討等を行った。
 - 建設総合統計等へ反映するため、建築物リフォーム・リニューアル工事のうち機能向上が図られる投資額を把握する検討を行った。
 - CO₂削減等環境負荷低減など、住宅施策などの適切な推進に寄与するため、工事内容ごとの投資額等を把握する検討を行った。
- 平成27年度は、見直し内容の実査性について検証を行い、調査の見直しを実施するための準備を行う予定である。
- 建築物リフォーム・リニューアル調査と建築着工統計との重複部分については、調査票を見直すことにより把握することが可能となった。
- 平成25年法人土地・建物基本調査結果及び平成26年土地動態調査結果等を踏まえ、検討することとしており、平成26年度はデータ集計中のため、特段の検討は行われていないが、学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画の「具体的な措置、方策等」について説明し、認識を共有しているところ。
- 平成25年法人土地・建物基本調査結果等を踏まえ、検討することとしており、平成26年度はデータ集計中のため、特段の検討は行われていないが、学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画の「具体的な措置、方策等」について説明し、認識を共有しているところ。
- 「平成24年度国民医療費」の推計に当たり、統計の精度向上の観点から使用データの一部見直しを行うとともに、結果の拡充として、傷病分類別の表における再掲項目の追加等を行った。

【内容】

- ・医科診療医療費における病院と一般診療所の按分に使用するデータの対象月（4-3→5-4審査月）の変更
- ・傷病分類別の表における傷病（再掲項目）の追加及び診療種類別の表における労働者災害補償保険の歯科診療医療費の表章の追加
- ・平成26年度は指摘事項について有識者ヒアリングと研究会を開催し検討を進めた。進捗状況は以下のとおりである。

1 公表早期化

関係部局の協力を得て、平成25年度に比べて公表を1ヶ月前倒しした。社会保障費用統計はO E C D基準とI L O基準からなるが、そのうちO E C D基準の「保健」は、厚生労働省「国民医療費」のうち患者負担を除く額を使用している。例年9月上旬に公表前の暫定値提供を受けているが、平成25年度は10月となつたため、社会保障費用統計の公表も12月となつた。そこで平成26年度の対策として、同統計の作成部局に提供の早期化を要請し、平成25年度より早く8月末に提供を受け、11月に公表することができた。

平成27年度は、国民医療費の元データの入手方法も含め、さらなる早期化が可能かどうか、検討を進めているところである。

2 制度間移転のクロス集計の充実

有識者の意見を踏まえ、医療、年金、介護の各部門ごとに、I L O基準表の参考表としてクロス集計を作成する方針とした。その上で、平成26年度は介護表の試案を以下のとおり作成した。

介護保険の第2号被保険者の保険料は、各医療保険者で一体徴収され、一旦、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に繰入れされたのち、各市町村に納付される。現在、社会保障費用統計では、介護保険の第2号被保険者分の保険料拠出も各医療保険の収入として計上され、支払基金への繰入分は「他制度への移転」として各医療保険の支出に計上されている。また介護保険から見れば、第2号被保険者の保険料は、「他制度からの移転」として収入に計上され、保険料拠出としては第1号被保険者分しか計上されていない。試案では、S N Aの社会保障負担の明細表における介護保険の計上を参考に、第2号被保険者保険料を各医療保険から介護保険に付け替えて作成した。

平成27年度は、介護の参考表としてホームページ上に掲載する予定である。また、医療、年金についても、順次、試案の作成を進めていく。医療については、有識者の意見を踏まえ、厚生労働省「財政構造表」を参考に、作成する方針である。

3 集計項目の細分化

O E C D基準表は、政策分野別に、制度レベルまで細分化した参考表をホームページで公表しているところであるが、有識者より、細分化されていない「保健」についても、細分化して公表すべきとの指摘を受けた。そこで平成26年度は「保健」を中心に精査を進め、平成27年度は制度レベルに細部化して公表する予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 社会保障全般に関する統計の整備	○ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	厚生労働省	平成26年度末までに実施する。
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	○ 国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大とともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。	総務省	平成28年度前半までに結論を得る。
	○ 欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」（Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys）の内容を精査し、社会生活基本調査（基幹統計調査）の調査計画の検討に活用する。	総務省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

そのほか、「家族」については、制度レベルよりもさらに細分化したデータの提供依頼が関係府省等から多く寄せられており、平成27年度以降、制度レベルよりも細分化して公表する方向で検討を進めている。

・ 1 対象、検討の基本的考え方

利用者の利便性、有用性の向上を図ることを考慮すると、医療、福祉及び介護関係に限らず、厚生労働統計全体について検討することが適當と考えられることから、これらの統計全般の体系図である「分野別・対象別にみた厚生労働統計一覧」を改善することとした。

また、これまでの体系図においては、調査統計及び加工統計を含めて作成してきたところ、厚生労働統計には業務統計もあることから、統計委員会で指摘されているとおり公表されている業務統計についても対象に含めて、統計の体系図を作成した。

なお、体系図の作成に当たっては、分野別に区分する等一般の利用者にとって分かりやすい全体像を示すという観点から検討を行った。

2 課題

厚生労働統計の体系図としては、厚生労働省ホームページで、「分野別・対象別にみた厚生労働統計一覧」を示している。

しかしながら、これまで示していたものは、以下に示す課題があり、知りたい統計を見つけにくいものとなっているほか、全体像が分かりにくいものとなっていた。

① 分野によって含まれる統計の数が異なり、分野によっては、多くの統計が掲載されている（統計の数に比して、区分が大雑把）。

② 似たようなテーマの統計が分散して掲載され、区分の中に違うテーマの統計が混在している。

③ 業務統計が十分に掲載されていない。

3 課題に対する改善策等

上記2の課題がある中、既存の調査統計（約100本）に加え、業務統計（約70本）を追加する必要があるため、更に、分野を細分化することによって、整理することとした。基本的には2階層（大分野・中分野）とし、平成26年度末に「厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）」を厚生労働省ホームページに掲載した。

これにより、利用したい統計が明らかでない場合、これまでには、利用者が、分野によっては多くの統計がある中を、しらみつぶしに統計を当たらなければならなかつたが、細かく分野を整理したことによって、細分化された分野名がいわばメニューとなり、これを手がかりにして、より狭い範囲である中・小分野の中を確認すればよくなり、簡単に得たい統計にたどり着けるようになるとともに、全体的にどういう分野の統計があるか全体像が分かりやすくなり、利便性、有用性が高まると考える。

4 今後の予定

今後の予定としては、「厚生労働統計一覧」（厚生労働省で実施している主な統計調査や業務統計について、調査名と調査内容が13の分野に分けられ、掲載されている。）についても、分野の変更（細分化）、業務統計の追加を行い、より分かりやすくした全体像を、平成27年4月中目途に厚生労働省ホームページに掲載する。

更に、平成27年度以降、追加的に分野内において各統計の特徴・違いをより分かりやすくした説明資料の掲載を検討する。

・ 国勢調査について、これまでの有識者会議や第1次・第2次の試験調査の結果を踏まえ、第3次試験調査を実施し、本番を想定した実査事務の地方自治体における習熟を兼ねた最終的な検証を行った。また、これまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の全国展開やオンライン調査を推進するためのいわゆる「オンライン調査先行方式」による調査手法の導入、高齢者世帯など記入の支援を円滑に行うための任意封入方式の採用、結果の早期提供などの見直し案を盛り込んだ実施計画案を統計委員会に諮問（6月）し、10月20日に見直し案に沿った答申を得た。これを受け、平成27年国勢調査の円滑な実施に向けて、広報や協力依頼などの実施準備事務を進めているところ。

・ 現在推計人口については、住民基本台帳法の改正に伴い、利用可能となった外国人住民関連統計を用いた新たな推計方法の検討や地方公共団体で実施している人口推計等について情報収集を行うなど、基幹統計化の検討を進めている。

・ 欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、平成28年社会生活基本調査の調査計画の検討に活用しているところ。

今後、平成28年社会生活基本調査の実施計画案を平成27年9月末目途に策定する予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	<p>◎ 国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。</p>	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。</p>	厚生労働省	平成26年度末までに結論を得る。
	<p>○ 年齢階級別に表章している調査において、結果精度や報告者の負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから統計データの充実を図る。</p>	各調査の実施府省	平成26年度から実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 第Ⅱ期基本計画で、引き続き「試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する」（平成28年調査の企画時期までに結論）とされたことから、平成26年に実施を予定していた試験調査は、概算要求に盛り込まれたものの、財政当局の査定により実施することはできなかった。そのため、試験調査に代わる方法として以下を実施し、その内容を厚生労働統計の整備に関する検討会へ報告し、評価いただいた。

- 1 全自治体等を対象とした一斉アンケート調査の実施
- 2 調査協力機関へのヒアリング
- 3 平成20年度試験調査結果の活用

上記について総合的に検討した結果、統計委員会の答申（平成25年1月25日付け諮問第45号の答申）を踏まえた調査計画の見直しによって、目的とする所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大を実行することが可能かどうかについては、①大幅な調査事項削減によっても、調査対象者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、②削減される調査事項の中には厚生労働行政の根幹に関わるものが多く、失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること、③調査時期の統一及び調査ルート一元化によっても、増加する業務に支障なく対応することについて地方公共団体の組織体制により実情に大きな差があることなどから、事実上困難である。

- 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを踏まえ、調査継続の必要性について検討を行ったが、
 - ① 当調査の主たる目的は少子化対策の基礎資料を得ることであるが、対象児が中学生になったことにより、従来の調査とは異なる手法やアプローチが必要となっていること
 - ② 平成22年から新たに開始した21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）を、13年出生児の調査結果と比較することにより、少子化対策の施策効果等を測れること
 - ③ 中高生を対象とした調査結果は、厚生労働省の施策と直接的な関連が薄く、行政上の必要性が乏しいことなどから、継続実施をしていくには、財政当局等の理解を得るのが難しいという状況下にある。

しかし、当調査は諸外国の縦断調査と比較しても類をみないほどに調査客体の残存率が高く、今後も対象児を長期的（就労以降まで）に捉えることにより、子ども期の育ち方が就労等に及ぼす影響などが分析できること、こうした分析は少子化対策を検討する上でも必要であること等から、当調査の継続実施を強く望む声があることもまた事実であり、厚生労働統計の整備に関する検討会において、各委員から調査を継続するよう強い要望があった。

一方、文部科学省においても、文部科学省に課された基本計画の課題である、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について検討が行われ、厚生労働省もオブザーバーとして研究会に参画するなどの調整経過があった。

当該研究会においても、調査客体の残存率が高く、中学生までのデータを保有する当調査の客体を継続していくことは貴重であるとの認識であった。

そのため、両省にとって有益なものとなるよう、学校生活、学力等の文部科学省の行政施策に密接する調査項目に重点を置きつつも、厚生労働省としても必要な項目を一定量加えたうえで、調査の実施主体を文部科学省とする共管調査として継続実施をしていくという意思について両省間で確認ができた。

なお、予算や定員などの面も含めて、実現に向けて両省間で検討中である。

- 家計消費状況調査では平成27年1月結果公表分から年齢区分の見直しを行い、集計世帯が増加している「70歳～」を「70～74歳」、「75～79歳」、「80～84歳」及び「85歳～」に分割して表章することとした。また、集計世帯が減少している「～24歳」、「25～29歳」及び「30～34歳」を「～34歳」に統合して表章することとした。
- 平成26年全国消費実態調査において、高齢化の進展を踏まえた年齢区分の見直しを行い、集計世帯数を考慮の上、年齢階級別の結果表における「75歳以上」を、「75～79歳」、「80～84歳」及び「85歳以上」に分割した結果表を追加することとした。
なお、平成25年度末の取組ではあるが、現在人口推計においても、平成26年3月報（26年3月20日公表）から、年齢区分の上限を85歳以上から100歳以上に引き上げ、表章区分を追加した。
- 同じく、平成25年度末の取組ではあるが、労働力調査においても、45歳から64歳までの女性の就業率について、各歳別に2003年平均と2013年平均の比較分析を行い、「労働力調査ミニトピックスNo.13」（26年3月28日公表）にて公表した。【以上総務省】
- 雇用動向調査において、統計データの充実を図るために、平成26年調査より入職者票の年齢欄を階級選択から数値記載に変更した。各歳別の表章については、平成26年調査データによる試算を行い、今後の扱いについて検討している。【厚生労働省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備			
(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客觀性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。 ○ 子供の学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費のより的確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図る。 ○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。 ○ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。 	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	平成26年度から実施する。 平成26年度から実施する。 平成27年度末までに結論を得る。 次期（平成27年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一企業内における雇用形態の転換をより的確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。 ○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。 ○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。 	総務省 総務省 総務省、 関係府省	平成26年度末までに結論を得る。 平成28年度末までに結論を得る。 平成26年度から実施する。
第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。 	(総務省、各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 2015年農林業センサスにおいて、今後の人材育成・確保等に関する施策の検討に資するため、雇用者（常雇い）を各年齢階層別に表章を行う予定。また、農林業センサスの中間年に実施する農業構造動態調査においても、同措置を実施する予定。

漁業センサスの中間年に実施する漁業就業動向調査について、これまでの年齢階層区分を見直し細分化して把握し公表。【農林水産省】
- 調査の客観性及び比較可能性を確保するため、平成26年度に実施した平成25年度調査（平成26年12月公表）から、「都道府県別いじめの発見のきっかけ」を公表した。

また、全国の生徒指導担当者が出席する会議において、いじめの認知件数が多い自治体と少ない自治体を同じグループにして、いじめの的確な認知のための各々の取組について情報共有の場を設け、共通理解を図るなどの取組等を実施した（平成26年9月18日実施）。

今後、次回調査においては、いじめの重大事態の調査について、計上基準を分かりやすい表現に改めるとともに、引き続き、全国の担当者が出席する会議等において、正確な実態の把握が可能となるような取組を実施していく。
- 学習費をより詳細に把握するため、平成26年度調査において、附帯調査として通塾頻度や進路希望などの項目を追加した。今後、附帯調査を取りまとめ、報告者への負担を考慮し、当該項目を調査項目として追加するか否かについて検討を行うとともに、調査内容等の充実を図る。
- 縦断調査の実施については、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、平成26年度に、既存調査との連携も含めて実現可能性を検証するための調査研究を実施した。既存調査との連携の観点から、縦断調査を実施している厚生労働省と検討中である。
- 平成27年度においては、これまでの統計委員会からの指摘を踏まえ、各社会教育施設の「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加の上、実施する。

さらに、平成30年度調査の実施に向け、平成27年度調査と併せて施設利用者に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、施設利用者に関する情報のより詳細な把握について検討する。
- 同一企業内での雇用形態の転換の的確な把握の可否について、労働力調査の平成25年2月～5月の当月及び前月の4か月分のデータを用いて、当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより検証した。また、併せて、集計・公表に係る事務量等についても検証した。その結果、調査世帯内において当月と前月で記入者が異なる等の要因により記入内容に差異が生じるという問題があることなどから、現状では同一企業内での雇用形態の転換を的確に把握し公表することは困難であるとの結論に至った。
- ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応については、有識者及び関係省から構成する「雇用失業統計研究会」において検討を行い、平成27年2月及び3月に民間モニターを活用したwebアンケートを実施した。平成27年度にこのアンケート結果を踏まえた準備調査を実施し、平成28年度に対応方針案を取りまとめるとしている。
- 平成26年5月に開催した第1回産業関連統計WGから本件に関する検討を開始し、年度末までに計10回の検討を重ねている。

常用労働者と臨時労働者の区分変更については、平成27年2月の第11回WGにおいて最終報告案を取りまとめると共に、平成26年度内にガイドライン骨子案に関するおおむねの合意を得た。

また、常用労働者の内訳区分の改善については、平成26年度内に改善の方向性に関する合意を得ると共に、平成27年4月を目途に最終的な対応案を取りまとめたうえ、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（案）」を作成することとしている。

なお、本ガイドライン案は平成27年度初旬に開催予定の各府省統計主管課長等会議での合意を目指している。
- 年次フレームについては、①平成26年4月23日からH24年次フレーム（更新版）を、②平成26年8月29日からH25年次フレームを関係府省に対して提供しているところ。

事業所母集団データベースから各府省に提供する共通事業所コードの保持について、関係府省と連携を図り、その状況を把握し、必要な調整及び支援を実施している。【総務省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。 ○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。 	総務省	平成26年度から順次実施する。
(2) 行政記録情報等の利活用の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。 ○ 國際的な動向も踏まえつつ、統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて研究を進める。 	(内閣府、総務省) (各府省)	
ア 行政記録情報等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的に実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。 ○ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。 また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。 	総務省、各府省 総務省、各府省	平成26年度から実施する。 平成26年度から実施する。
イ 社会保障・税番号制度の統計への活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。 ○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。 	総務省、各府省 関係府省	平成26年度から実施する。 平成30年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 事業所母集団データベースの整備の推進に資すると考えられる、企業組織構造の変化を恒常に確認する業務について、人材育成や体制整備等に資する海外事例の収集等を行いつつ、各種の検討を行っている。
- 事業所母集団データベースを活用した統計の作成及び地理情報の活用に関する海外事例の収集等を行っている。
- 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況を確認している。答申の中で具体的に言及したもののは、以下の2件である。
 - ・港湾調査
 - ・経済産業省特定業種石油等消費統計調査
また、統計法施行状況に関する審議（第I期基本計画関連分及び未諮詢基幹統計確認関連分）においても行政記録情報の活用に関する審議を行った。【内閣府（統計委員会担当室）】
- 平成26年度は、基幹統計調査、一般統計調査あわせて86本の承認の審査を行い、その全てについて、行政記録情報等の活用に関する検討状況について確認を行った。【総務省（政策統括官）】
- オープンデータを先進化するために、データの提供方法を更に高度化し、利用しやすくする取組として、オープンデータの国際的な評価指標である「5スターオープンデータ」による公開レベルの最高ランクであるLOD形式で統計データ等を提供することについて検討を進めており、独立行政法人統計センター及び福井県（全市町）と連携し、この形式でのデータ提供の課題等について整理する「オープンデータモデル事業」の来年度（27年度）実施に向け作業を進めた。
- 統計データ・ビッグデータを活用する能力の高い人材育成を図るため、パソコン等でデータの活用方法や統計に関する知識を学べる日本政府初のMOOC講座である「データサイエンス・オンライン講座」及び統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」を開設した。【以上総務省】
- 委託調査として「平成26年度ビッグデータを活用した新たな経済指標・分析手法の動向に関する調査研究」を行った。【経済産業省】
- 各府省の協力の下、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、平成27年3月に総務省ホームページに掲載した。
なお、同実態調査については、統計調査における行政記録情報の活用状況をより具体的に把握するなど、内容の充実を行った。【総務省（政策統括官）】
- 作成した業務統計は、原則として各府省ホームページ等により公表している。
- 「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」について、平成27年3月9日開催の第29回「統計リソースの確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」（以下「リソース確保等WG」という。）で結果概要を説明するとともに、各府省に調査結果を送付し、情報共有を行った。
また、特別集計による税務データの活用可能性については、平成26年7月28日開催の第26回リソース確保等WGで、財務省及び経済産業省から関係府省へ検証結果の説明を行った。
- 平成26年9月に開催した第6回産業関連統計WG及び平成27年1月に開催した第10回同WGにて本件に関する検討を実施した。
平成27年度以降の同WGにおける検討を円滑に進めるため、法人番号制度の動向や、今後のデータベースの活用に向けた有識者の意見等を徴し、構成員間での共通認識を得た。
- 人口動態調査における個人番号の活用の在り方については、戸籍事務での個人番号の活用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、検討を行うこととした。【厚生労働省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) オンライン調査の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。 	(内閣府、総務省)	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。 	各府省	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン調査を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。 	総務省	平成26年度から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのＩＣＴの普及状況に伴う対応についても検討する。 	総務省、各府省	平成27年度末までに結論を得る。
(4) 統計基準等の見直し	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。 	(総務省)	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分(年齢や事業所規模等)の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。 	総務省	平成29年度末までに結論を得る。
2 統計リソースの確保及び有効活用	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などをを行う。 	(各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況を確認している。答申の中で具体的に言及したものは、以下の6件である。
 - ・ 商業動態統計調査
 - ・ 港湾調査
 - ・ 国勢調査
 - ・ 鉄道車両等生産動態統計調査
 - ・ 内航船舶輸送統計調査
 - ・ 経済産業省特定業種石油等消費統計調査
- また、統計法施行状況に関する審議（未諮詢基幹統計確認関連分）においても各未諮詢基幹統計におけるオンライン調査の導入に関する審議を行った。【内閣府（統計委員会担当室）】
- ・ 平成26年度は、基幹統計調査、一般統計調査あわせて86本の承認の審査を行い、その全てについて、オンライン調査の導入に関する検討状況について確認を行った。その際、オンライン調査が未導入の調査やオンライン調査の利用率が低調な調査については、更なる導入の推進を図るよう、適宜指導を行っており、オンライン調査の新規導入等の成果が得られたところ。【総務省（政策統括官）】

（資料編 資料4参照）

- ・ 各府省と連携してオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場として、平成26年4月に関係府省の課長級を構成員とした「オンライン調査推進会議」を設置し、平成26年度に1回開催した。また、同会議の下、関係府省の担当者級を構成員とした「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」を設置し、平成26年度に7回開催した。
同ワーキンググループにおいては、各府省におけるオンライン調査の取組事例や政府統計オンライン調査総合窓口の改善等の具体的な検討・情報共有を実施するとともに、各府省のオンライン調査推進の取組を支援するため、「オンライン調査の推進に関する行動指針」の策定に向けて議論を行った（平成27年4月にオンライン調査推進会議申合せ）。
- ・ 「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」において取りまとめた、各府省からの政府統計オンライン調査総合窓口の改修要望の大部分について、平成26年度内に改修した。残りの、改修規模が非常に大きくなる要望に対しては、次期政府統計共同利用システムの更改に合わせた改修を検討することとしている。また、ICTの普及状況に伴う対応については、国勢調査の取組状況を踏まえつつ、モバイル機器で回答できる電子調査票の作成に向けた検討を進めている。【総務省】
- ・ 「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」では、オンライン調査のホームページについて回答者の利便性の観点から、タブレット端末・スマートフォンに対応した仕様とした。【内閣府】
- ・ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能について、調査対象者がより分かりやすく操作できるよう改善案を総務省に提案した。【財務省】
- ・ 平成26年度実施の能力開発基本調査では、オンライン回答の方法としてパソコンに加え、新たにスマートフォン及びタブレットによる回答ができるように設定した。【厚生労働省】
- ・ 一部の統計調査について、今後、スマートホンが対応できる手法を検討しているところである。
【国土交通省】
- ・ 「疾病、傷害及び死因の統計分類」について、世界保健機関（WHO）が定める分類に準拠するとともに、我が国臨床での活用に対応する形で、平成17年以来約10年振りに全面改正を行った（統計委員会答申：平成26年12月8日府統委第124号、告示：平成27年2月13日 総務省告示第35号）。
- ・ 各府省の調査における関連情報の収集を行っている。
- ・ 各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、平成27年度歳出予算概算要求書の提出前（平成26年7月）及び提出後（同10月）に、リソース確保等WGを開催し、予算概算要求及び機構定員要求の状況について、府省間の情報共有及び意見交換を実施した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府省横断的な基幹統計調査の実施に当たっては、必要に応じて共管・共同調査として実施するとともに、緊急ニーズに対応した統計の作成及び提供に当たっては、特別集計や、既存統計調査の調査項目の追加や付帯調査として実施することを検討する。 	(各府省)	
(1) 統計リソースの確保のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。 ○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。 また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用ミクロデータ（仮称）の作成、オンライン利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。 	総務省	平成27年度から実施する。
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体とも連携し、統計調査員の役割や重要性等に関する周知を引き続き推進とともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施する。 	(関係府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 内閣人事局に対して平成27年度分の定員要求を行い、2人の増員が認められた。【総務省（政策統括官）】
 - ・ 内閣人事局に対する平成27年度分の機構定員要求において、自律的再配置を要求し、2人認められた。【厚生労働省】
 - ・ 内閣人事局に対する平成27年度分の機構定員要求において、自律的再配置を要求し、2人認められた。【経済産業省】
 - ・ 平成26年度においては、総務省及び経済産業省が平成26年経済センサス - 基礎調査（総務省）及び平成26年商業統計調査（経済産業省）を一体的に実施したほか、情報通信業基本調査（一般統計調査）を共管実施した。【総務省及び経済産業省】
-
- ・ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究の実施については、平成27年度の着手に向け、各府省の担当者、独立行政法人統計センター及び外部の有識者等から広く知見を集め研究が実施できるようスキーム構築について検討を行った。今後は、このスキームによる研究着手に向け取り組んでいく。
 - ・ 統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充について、引き続き取り組んでいく。
-
- ・ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びA P I機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていない国民経済計算や産業連関表等の基幹統計について、最初の登録作業を政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで平成27年度から代行することとした。
 - ・ リモートアクセスを活用したオンライン利用については、総務省統計局と独立行政法人統計センターの間で「調査票情報等の提供の在り方の見直しに関するP T」を設置して検討を行い、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、その状況について報告した。平成27年度以降は、中央データ管理施設の管理を行う者として、独立行政法人統計センターのリソースを活用することも視野に入れ、その具体化に向けて引き続き検討を行う。
-
- ・ 統計調査員の役割や重要性等に関する周知については、地方公共団体と連携し、以下の取組を引き続き実施。
 - ・ 調査対象に対しては、依頼状・リーフレットによる周知
 - ・ 一般に対しては、経常調査用広報ポスター等の掲出

上記のほか、統計局ホームページに統計調査員の役割等について記載。
 - ・ 統計調査員の調査活動における事故等を防止するための安全確保に関する周知については、以下の取組を引き続き実施
 - ・ 各種事務打合会等において『調査の手引』等を用いた安全確保の意識の啓発
 - ・ 統計調査員に対する支援体制の整備並びに複数人による活動の推進
 - ・ 調査活動時における安全対策用品の携行の徹底
 - ・ 平成26年経済センサス - 基礎調査において、調査員募集用リーフレット（様式）を作成し、地方公共団体における調査員の確保への支援をした。
 - ・ 平成26年全国消費実態調査において、調査員募集用リーフレットを作成し、地方公共団体における調査員の確保への支援をした。【以上総務省】
 - ・ 統計調査員の確保・育成に資するために、引き続き「調査員だより」の発行を行い、調査員の役割や重要性に関する周知を行っているところ。【農林水産省】
 - ・ 調査員の役割や身分などについてホームページに掲載した。【経済産業省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。	関係府省	平成26年度から実施する。
	○ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
(3) 統計職員等の人才培养・確保	【計画本文記載事項】 ○ 人材の確保・育成を意識した人事交流や研修を充実するなど、これまでの多面的な取組の更なる定着の促進を図る。その際、これまでの取組状況を踏まえ、特に効果がある取組を重点的に推進する。	(各府省)	
	○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。	総務省	平成26年度から段階的に実施する。
(4) 災害発生時等の備え	○ 大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。 また、対応方針の取りまとめに当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。	総務省、各府省	平成27年度末までに対応指針を取りまとめ、平成28年度から順次実施する。
(5) 民間事業者の活用	【計画本文記載事項】 ○ 民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図る。	(各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年経済センサス・基礎調査において、地方公共団体において調査員確保が困難となっている状況及び本社等一括調査を正確かつ円滑に実施する観点から、調査員による本社等一括調査を廃止し、地方公共団体の事務負担に配慮して、調査票の配布・回収については、国が契約する民間事業者において一括して実施した。
- 平成21年全国消費実態調査において一部の市区で実施したオンライン回答については、地方公共団体等における審査事務を省力化すると同時に、調査員が調査票を見ることによる世帯の忌避感を軽減することができるようになることから、平成26年調査において、全国に拡大して実施した。また、地方公共団体の事務負担に配慮し、民間指導員の数を増やした。【以上総務省】
- 社会教育調査等について、報告者から寄せられた質疑応答を文部科学省ホームページに掲載することで、報告者からの照会・質問への対応に係る都道府県や市町村の負担軽減を図ることを決定した。【文部科学省】
- 平成26年医療施設調査の一般診療所票において、新たなニーズに対応するため、二次医療圏別の結果表を追加した。【厚生労働省】
- 2015年農林業センサスについては、①調査準備期間を前回調査の3か月から7か月に拡大するとともに、実査期間（調査票の配布から回収までの期間）を前回調査の1か月半から2か月半（東日本大震災の被災地域は4か月）に拡大②照会対応業務を民間委託（コールセンターの設置）③調査票のデータ入力を農林水産省で実施等、地方公共団体の業務量の軽減を図った。【農林水産省】
- 専門量販店販売統計調査の都道府県別の表章を平成26年から実施した。
商業動態統計について、平成27年7月調査分より、地方公共団体の業務量の軽減、地域別表章の充実の観点から、以下の取組を行うこととし、総務大臣の承認を得た。
① 都道府県経由の調査員調査実施分について、一部を国直轄調査に変更
② コンビニエンスストアの集計表について、都道府県別に表章【経済産業省】
- 統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見を踏まえ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた定数管理を平成25年度から試行期間として引き続き実施し、問題点の有無を検証している。

(資料編 資料5参照)

- 統計研修所は、6月に各府省や地方公共団体等に対し研修内容に関するアンケートを実施した結果、要望の多いテーマに特化した短期間（1～2日間）の研修を、平成26年度から新たに3コースを実施。
さらに平成27年度においては、統計の基本を2日間で学べる課程を2課程増設、統計解析を1日で学ぶことができる特別コース及び統計オープンデータの活用法を学ぶことができる特別コースの2コースを新設し実施予定。
平成26年度の統計研修所職員の地方公共団体等への研修講師派遣の実績は7件。また、平成27年度から研修相談の窓口を開設し、各府省や都道府県等が開催する統計研修やセミナーについてのアドバイス、講師紹介等の研修企画の支援を行う予定。
- 検討の場として、リソース確保等WGを活用し、同WGにおいて、対応指針の策定に向けた論点整理及び今後の進め方について議論した。平成27年4月以降、これらを踏まえ、具体的な検討を進める予定としている。

(資料編 資料6参照)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5) 民間事業者の活用	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、より的確な民間事業者の活用を図るために、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
3 統計調査環境の改善 (1) 統計ニーズの的確な把握	○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げる検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。 ○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。	内閣府(統計委員会) 総務省、各府省	平成26年度から実施する。 平成26年度から実施する。
(2) 統計の品質保証活動の推進	○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効果的かつ効率的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等	○ 国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。 ○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。	総務省、各府省 各府省	平成27年度末までに実施する。 平成26年度から順次実施する。

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」（以下「品質保証等WG」という。）において、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直しに向けた検討を開始した（平成27年度に民間事業者からのヒアリングを実施予定）。
- 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会について、平成26年度中にテーマを選定（ビッグデータの利用可能性（仮題））し、27年4月に開催する予定。
- 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」（平成26年3月25日統計データの有効活用に関する検討会議了承）に基づき、統計一般に関するニーズ把握について、テーマの設定や実施期間の集中化、広報活動の重点化を行った。
- 品質保証等WGにおいて、各府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等に関する情報共有を行った。
 - 基幹統計（国民経済計算）及び一般統計調査について、品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、当該計画に基づき、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施。大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促した。【内閣府】
 - 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。【警察庁】
 - 平成23年度及び平成24年度実施の統計について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、評価結果の概要を平成26年9月に統計局ホームページ上で公開し、また平成25年度実施分を平成27年3月に公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。【総務省】
 - 「犯罪被害に関する総合的研究（第4回犯罪被害実態（暗数）調査）」については、外部有識者等から構成される委員会において、調査研究実施前の事前評価及び実施後の事後評価をもって品質評価を実施し、調査研究の客観性と専門性の担保に努めているところ、平成26年度には同研究に係る「事後評価の実施に関する計画」を公表した。今後において、同研究に係る事後評価を実施した上、その結果を公表する予定である。【法務省】
 - 品質保証等WGの検討等を通して、品質保証活動の取組の強化を図っている。【財務省】
 - 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】
 - 省内の調査担当が品質についての自己評価を効果的に実施できるよう、「公的統計の品質保証に関する事務マニュアル」に従い、品質評価事項チェックリストの見直しに着手した。
- また、平成25年度に発生した事例を踏まえ、データ作成時の確認方法の強化を図るため、平成26年5月27日に統計データの正確性の確保対策を改正した。【厚生労働省】
- 品質表示について、順次当省ホームページを更新済。統計調査の見直しの検討に当たっては、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、行っているところ。【農林水産省】
- 平成26年度から取組に着手し、18件の統計調査について自己評価を実施した。【経済産業省】
- 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管する基幹統計の8統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。
- 評価の結果、品質表示の項目で改善できる部分については、改善指導を行い、各統計作成課室にて改善対応が可能な箇所から修正等を行っているところである。【国土交通省】
- 一般社団法人日本品質管理学会における「公的統計調査のプロセスー指針と要求事項」の検討状況を踏まえつつ、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」にプロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）を導入する方向で、品質保証等WGにおいて具体的な検討を開始した。
- 総務省政策統括官（統計基準担当）が毎年度開催しているブロック別統計主管課長会議を活用し、各ブロックにおいて地方公共団体からの意見を聴取り、情報共有を行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で効果的かつ効率的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。 	総務省	平成26年度から実施する。
(4) 統計リテラシー等の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。 さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。 ○ 統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。 ○ 地方公共団体等とも連携し、統計に関する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。 ○ 広く一般的に活用可能な「一般用ミクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。 	総務省 各府省 総務省	平成26年度から順次実施する。 平成26年度から実施する。 平成26年度から実施する。
(5) 研究開発成果の共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。 	総務省	平成26年度から実施する。
4 統計データの有効活用の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、調査実施者における調査票情報等の適切な保管を徹底する。 	(各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、図書館での閲覧に供したり、イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。
- ・ 平成26年経済センサス-基礎調査を正確かつ円滑に実施するため、26年度においては、各府省等、オフィスビルや商業施設を有する企業等に対し、協力依頼を行った。
- ・ 平成26年全国消費実態調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、マンション管理団体等に対し協力依頼を行った。
- ・ 平成26年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方公共団体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット配布、新聞広告ほか、新たにYouTube総務省チャンネル及び統計局チャンネルへの映像掲載やインターネット広告等、広く国民一般に向けての広報を行った。【以上4事項総務省】
- ・ 人口動態調査でかたり調査の通報があり、国民の信頼を確保するため、迅速かつ十分に事実関係を調査した上で、厚生労働省ホームページに注意喚起を掲載した。【厚生労働省】
- ・ 平成26年12月に当省の「消費者の部屋」において、統計調査に対する理解と協力の啓発を図るため、農林水産統計の役割や「統計で見る農林水産業」のパネル展示を行った。【農林水産省】
- ・ 平成26年5月から6月にかけて、地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見について、地方公共団体と情報共有を行った。その上で、当該意見の内容について、各府省とも情報共有を行った。
- ・ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組のフォローアップ結果について、情報共有を行った。
- ・ 教員を対象とした「統計指導者講習会」において、統計教育の実践方法等に関する班別討議、公的統計を活用した実践事例（実践講習）など、研修内容を充実した。また、青森県、岐阜県、福井県及び鹿児島県において統計指導者講習会等を開催して、研修参加機会の拡大を図った。
- ・ 上記講習会等の開催に当たっては、文部科学省の協力を得て、教育関係者の参加を促すとともに、教育関係部局と都道府県統計主管課の連携を要請した。
- ・ 統計研修所は、8月に教員、教育関係者向けの研修を企画・実施する職員などを対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けコース」を新たに実施（受講者数35名）。平成27年度は、26年度の実施を踏まえ、研修内容の充実を図り実施する予定。
- ・ 地方公共団体が統計教育の推進に当たって必要とする支援を把握するため、「統計教育等に関する意見交換会」（岐阜県を始め6府県が参加）を実施し、小中学校への「出前授業」等の先進的取組を共有した。【総務省】
- ・ 「一般用ミクロデータ（仮称）」の作成については、独立行政法人統計センターが利用者アンケートにより、利用者ニーズの把握を行った。また、総務省統計局と独立行政法人統計センターの間で「調査票情報等の提供の在り方の見直しに関するP.T」を設置し、作成及び提供に向けた検討を行った。
- ・ 各府省の調査研究結果について、平成26年12月に開設した「各府省統計研究情報フォーラム」（政府共通インフォメーションボード）への掲載やリソース確保等WGにおける説明を通じて共有・蓄積を行った。
- ・ 調査票情報等は、各府省において適切に管理している。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 調査票情報等の提供及び活用	○ オーダーメード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンライン利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府（統計委員会）、総務省	平成26年度から検討する。
	○ 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、各府省の協力を得て、統計データ登録の促進を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 政府統計共同利用システムの e - S t a t による情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、A P I 機能の提供や統計G I Sの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
5 国際協力及び国際貢献の推進	【計画本文記載事項】 ○ 国際会議等への積極的な参画など、国際協力の推進を図る。 ○ J I C A等と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受け入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。	(各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- オーダーメード集計の利用条件の緩和については、民間企業へのヒアリングや「統計データの二次的利用促進に関する研究会」等において意見を聴取し検討を行い、基本的な方向性（利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す。）を定めた。当該基本的な方向性に従い、具体的な利用条件について更に検討を進めている。

オンデマンド集計については、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る研究を、一般用ミクロデータ（仮称）の作成及び提供に関する研究と一体的に行うこととし、検討を進めている。

平成26年度において、国の行政機関及び日本銀行がオーダーメード集計の提供対象とした統計調査は、26調査（239年次分）であり、25年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、36年次分のデータが追加された。

- セキュリティ確保に万全を期すとともに、多様なデータの利用など利用者の利便性を図りつつ、施設の運用・管理、審査の効率化のため、「リモートアクセスを活用したオンライン利用」の仕組みを構築することとし、平成28年度中の運用開始に向けたスケジュールや施設の在り方に関する課題と対応について整理した。

- 平成26年度において、国の行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、7調査（41年次分）であり、25年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、1年次分のデータが追加された。

また、社会生活基本調査（総務省）の調査票B（平成13年及び18年）及び国民生活基礎調査（厚生労働省）（平成10年及び22年）に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、いずれも調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた（これらの匿名データについては平成27年度中の提供開始を予定している。）。

- 平成26年度は、統計委員会匿名データ部会の構成員において、諮問及び部会審議の必要性、部会審議の効率化のための工夫について意見交換を行った。27年度中に手続の簡素化に関する方針を取りまとめる予定。

- 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、「調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎」となるための窓口機能、研究助言機能、秘匿審査機能等が重要となるため、関連する「リモートアクセスを活用したオンライン利用」の検討の進展を踏まえ、今後、具体化を進める。

- 統計情報データベースに統計データが登録されていない国民経済計算や産業連関表等の基幹統計について、最初の登録作業を政府統計共同利用システム側（独立行政法人統計センター）で平成27年度から代行することとした。これにより今後は、各府省が当該基幹統計について作成する新規の統計データを容易に登録できるようになる。

- 統計データの高度利用のため、A P I 機能を平成26年10月31日からe-S t a t上に付加し、また、試行段階での利用者からの意見等を反映し、27年1月30日から開発ガイドや開発サンプル、F A Q等をサイトに追加提供し、利用者の利便性向上を図った。統計G I Sの充実については、平成27年1月20日からe-S t a t上の統計G I Sに「地図による小地域分析（j S T A T M A P）」を追加して機能を強化し、タブレット版の提供も開始した。

今後は、更に利用しやすくして統計データの利用を拡大することを目的に、データの公開レベルを向上させる取組み（L O D形式での提供等）について、検討を進めることとしている。

- 8府省から延べ112人の職員が51の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。
- 5府省が、20の国際機関・国等にのべ20人の職員を派遣したほか、21の国際機関・国等から延べ43人の研修生等を受け入れた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5 国際協力及び国際貢献の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省と連携して、国際機関に対する我が国の統計情報の提供状況を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関に対する統計情報の提供の充実に努める。 	総務省	平成26年度から実施する。
第4 1 施策の効果的かつ効率的な実施	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計基本計画推進会議を通じた府省間の連携を一層推進するとともに、第Ⅱ期基本計画に掲げた施策に応じて推進体制を再構築し、政府一体となった取組を促進する。 ○ これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。 ○ 統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したものからの対応状況を計画的にフォローアップする。また、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会の審議に活用する。 ○ 統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題に関する研究や日本学術会議及び関連学会連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。 	(各府省) (内閣府) (内閣府)	
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意するなど、政策の信頼性及び客觀性の確保に資するよう取組を推進する。 ○ 国民に対し的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。 	(各府省) (各府省)	

平成26年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年4月及び11月に「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催して具体的な方法について検討を行い、総務省（政策統括官）が各府省から国際機関への情報提供実績の報告を受けた上で取りまとめ、関係府省間で共有する仕組みを構築し、国際機関に対する統計情報の提供の充実を図った。
- オンライン調査について政府一体となった取組を推進するため、平成26年4月に「オンライン調査推進会議」を設置した。また、平成26年6月及び平成27年3月に、公的統計基本計画推進会議を開催し、基本計画の取組状況に関する府省間の情報共有を行った。
- 基本計画部会において、確認の対象となる20の未踏問基幹統計について4年間の審議計画を作成し、そのうち平成26年度は以下の通り5統計を確認し、3月に審議結果報告書を取りまとめた。
 - 26年12月8日（月）家計統計について確認。
 - 27年1月29日（木）人口動態統計及び地方公務員給与実態統計について確認。
 - 27年2月19日（木）民間給与実態統計及び木材統計について確認。
家計統計及び地方公務員給与実態統計について補足的な確認。
 - 27年3月31日（火）審議結果報告書（未踏問基幹統計確認関連分）を決定。
- 26年8月25日（月）鉄道車両等生産動態統計調査の実施現場（鉄道車両を生産している事業所）を視察し、担当者と意見交換。3委員及び1専門委員が参加した。
26年9月10日（水）統計委員会で参加委員の代表から実施結果を報告し、今後の委員会審議に活用することとした。
- 27年2月23日（月）総務省が実施する「登録調査員中央研修」を視察し、統計調査員と意見交換。4委員が参加した。
27年3月23日（月）基本計画部会で参加委員の代表から実施結果を報告し、今後の委員会審議に活用することとした。
- 平成26年度は公的統計におけるビッグ・データの活用に関する調査研究（委託研究）を行い、27年3月、調査報告書を取りまとめた。

- 「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」について、担当者が、地方公共団体及び大学等において調査の概要について講義を実施。また、講義後の質疑応答を通じて各ステークホルダー（自治体職員・研究者・NPO関係者・市民）からの意見・ニーズを把握。【内閣府】
- 作成した業務統計について、警察庁ホームページで公表している。【警察庁】
- 統計データのトピックを、時節にちなんで紹介する「統計トピックス」、社会・経済の話題になっているデータについて分かりやすく解説した「話題の数字」など、身近かつ有用なテーマについて、統計情報を提供し、統計に関する国民の理解と協力の向上に取り組んだ。【総務省】
- 文部科学省では、基幹統計調査である「学校基本調査」の調査規則を改正する際、意見公募手続を実施した。【文部科学省】
- 統計調査結果については、集計表のほか、国民に分かりやすく伝えるため、図やグラフ等を利用して調査結果のポイントをまとめた概況を作成し、厚生労働省ホームページに掲載している。
また、国民の声等により国民の意見やニーズの把握を行っている。【厚生労働省】
- 平成22年度より、ホームページにおいて統計情報の要望欄を設け、国民の意見やニーズの把握に努めている。引き続き国民の意見等を的確に把握していく予定。【農林水産省】

